

第1章 基本的な考え方

1. 人権施策に関する基本計画策定の背景

昭和23年(1948年)、国際連合はすべての国家と人類が達成すべき人権についての共通の基準として、「世界人権宣言」を採択しました。その後も、昭和40年(1965年)に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際規約(人種差別撤廃条約)」、昭和54年(1979年)に、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」、平成元年(1989年)に、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」等の諸条約を採択するとともに、特定の分野に焦点を当てた国際年、各種宣言などによって人権尊重、差別撤廃に向けた取り組みが行われてきました。

我が国では、こうした人権を巡る国際的な流れのなかで、「人種差別撤廃条約」をはじめ人権に関する各種条約の批准や諸制度の整備が図られるとともに、「人権教育のための国連10年」の国連決議を受けて、これに関わる施策を推進するための国内行動計画や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定など、さまざまな人権問題の解決に向けた取り組みが行われています。

岐阜県においても、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等で示された基本的な考え方の趣旨を踏まえ、「岐阜県人権施策推進指針」が平成15年3月に策定されました。この指針では、県が進める人権教育・人権啓発について、その現状と課題及び具体的施策の方向性を明らかにしており、人権尊重を高めるための総合的な取り組みが行なわれています。また、平成17年5月、県の人権施策の推進方策や課題全般について総合的に審議する機関として、県民を代表する有識者などで構成される「岐阜県人権懇話会」を設置し、人権施策を推進しています。

しかし、近年では、ドメスティック・バイオレンス(DV)や子どもへの虐待、学校等でのいじめ、インターネットによる人権侵害など、新たな人権問題も生じてきています。

このため、県は、これまでの成果や課題を踏まえながら、新たな人権問題への対応を含め、社会情勢や県民の人権意識の変化に即応した人権教育・人権啓発を総合的かつ効果的に推進していくために、平成19年度、現行の指針を見直し、県民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指しています。

岐南町においても、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第 5 条に基づき、人権尊重社会の実現に向けた基本的な考え、各分野の現状と課題、それに対する施策などを明らかにし、本町における人権に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくために本計画を策定するものです。

2. 基本理念

人権とは、「すべての人が人間の尊厳に基づいて持つ固有の権利であり、社会を構成するすべての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない最低限の権利」のことをいいます。この権利は、すべての人々に平等に、永久にあるべきものであり、日本国憲法において「基本的人権」として保障されています。

本町では、第5次総合計画において、将来(都市)像を「夢を育み、安心して暮らせるまち・ぎなん」としています。町民一人ひとりの希望や夢を大切に、町民の誰もが思いやりの心を持ち、助け合い、支え合い、安心して安全に暮らせるまちづくりを目指します。

3. 人権施策に関する基本計画の性格

本計画は、本町における人権施策推進にあたっての基本的方向を示すとともに、個別の人権課題の方向性を明らかにし、総合的かつ体系的に人権施策を推進するものです。第5次総合計画との整合性のみならず、その他のさまざまな計画における人権施策の基本となるものです。

また、本計画を、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条(地方公共団体の責務)に対応するものと位置付け、住民をはじめ、関係機関、団体、企業などに対して、理解と共通認識を深めることにより、主体的な取り組みを促します。

第2章 人権施策の推進方向

1. 施策の推進方向

基本理念の実現を目指し、以下に掲げる基本方針に沿って人権施策を推進します。

○住民への人権啓発

住民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を認識するとともに、問題に関心を持ち、人権に関する基本的な知識や考え方を身につけ、人権が持つ価値や重要性を直感的に感受することができるよう学習機会を提供するなど、人権啓発の推進を図ります。

○町職員に対する人権教育

人権尊重のまちづくりには、町職員に対し人権教育を実施することが重要であり、研修などによる人権教育の充実に努めます。

○協働によるまちづくり

住民をはじめとした地域コミュニティ、学校、企業・事業所、NPO等各種団体との協働により、積極的な取り組みを行い、人権が尊重されるまちづくりの実現を目指します。

2. 人権教育・啓発の推進方向

(1) 人権教育

現状と課題

人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を指しています。現在、生涯学習の視点に立ち、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育及び社会教育を通じて様々な取り組みが行われています。

しかし、人権尊重の理念についての正しい理解や、これを実践する意識が十分定着しているとは言えず、現在も多様な人権問題が生じています。

学校教育では、子どもをめぐるすべての教育活動全体を通じて、幼児・児童・生徒・学生が社会生活を営むうえで必要な知識・技能や態度を身につけ、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付く教育を推進していく必要があります。

学校教育以外のあらゆる場面において、人権に関する学習の機会の充実を図る必要があります。また、人間形成の基礎を身につける教育の場は家庭であり、家庭教育の支援を推進することが重要課題であるといえます。

施策の方向性

○人権尊重意識を高めるための教育の充実

学校などで、多様化した人権問題に関わる差別意識の解消を目指し、教育活動の中に人権教育を適切に位置づけ、人権教育を推進します。

また、家庭や地域社会と連携して、人権についての理解を深める学習や研修の機会を提供していきます。

さらに、学校においては、いじめ、不登校、暴力等の問題を抱える児童生徒に対する取り組みが求められています。指導方法の研究・充実や、児童生徒の人権侵害に対する相談支援体制の整備を推進していきます。

○町職員に対する人権教育

人権尊重のまちづくりには、町職員に対し人権教育を実施することが重要であり、研修などによる人権教育の充実に努めます。

○家庭教育の支援

子育てをする親が、偏見を持つことなく、差別をしないといった行動を日常生活を通じて子どもに示していくことが重要であり、親自身が人権尊重の意識を持つことが必要といえます。そのために、人権を学ぶ機会の情報提供に努め、家庭教育への支援を図ります。

(2) 人権啓発

現状と課題

人権啓発とは、人権尊重の理念を普及させ、それに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を指し、人権侵害を未然に防ぐために欠かせないものです。人権教育及び人権啓発の推進に関する法律においては、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として」行うことが必要とされています。

現在は様々な人権問題があり、えせ同和行為などの人権問題を悪用した行為も存在しています。人権問題について正しい認識を持つとともに、日常生活の中で、その態度面、行動面において確実に根づくようにすることが必要です。

施策の方向性

○各種情報媒体を活用した啓発

広報誌、ホームページ、情報誌などの様々な情報媒体を活用した活動を進め、より多くの住民に対して情報を発信していきます。

○体験を取り入れた啓発

保育教育園での紙芝居や読み聞かせなど人権擁護委員による啓発活動、人権の花運動などの体験を通して生命の尊さを実感できる啓発活動を推進します。

○企業への啓発

人権問題について正しい理解と認識を深めることができる教育啓発を推進し、企業が社会的責任を持ち周りに啓発できる教育啓発を推進します。

3. 各人権課題に対する取り組み

(1) 障がいのある人の人権問題

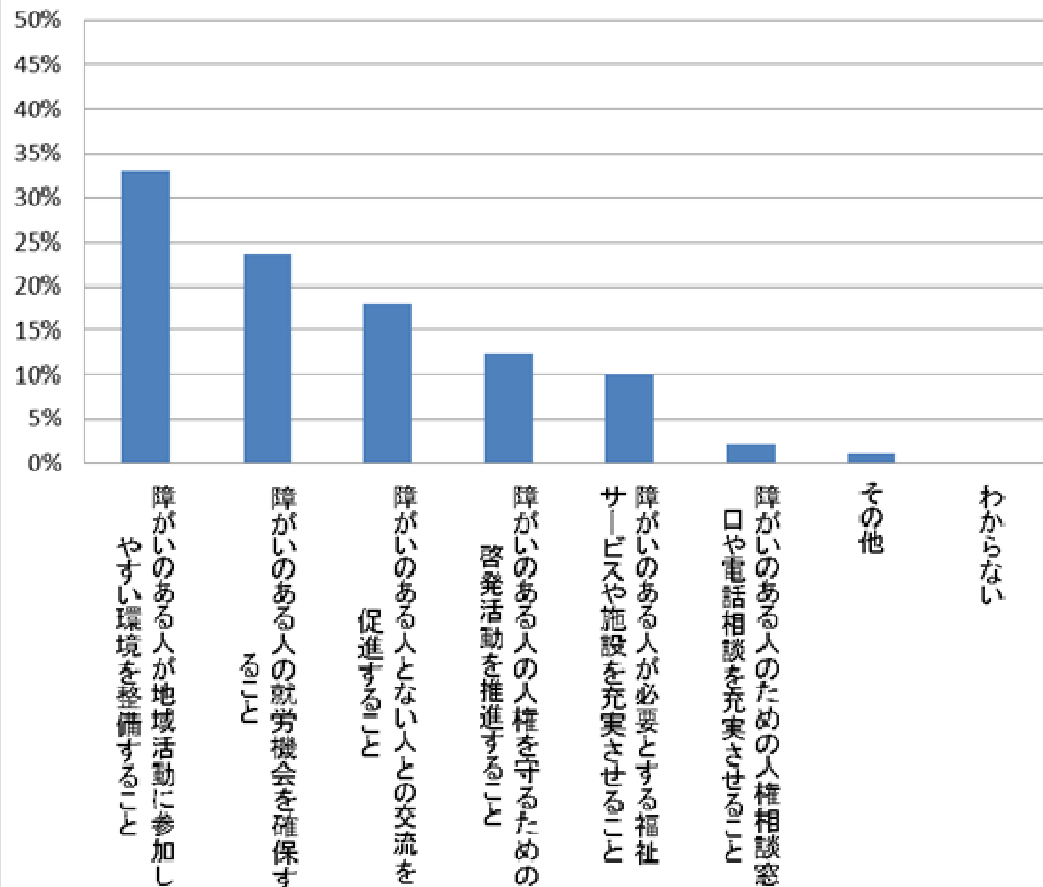
現状と課題

障害者基本法では、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念に乗っ取り、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的としています。共生する社会を実現するために、国や地方公共団体による各種の施策だけでなく、社会を構成する全ての人々の十分な理解と配慮が必要です。

岐南町人権施策に関する基本計画のためのアンケート調査結果によると、障がいのある人の人権について特に必要なことについて、「障がいのある人が地域活動に参加しやすい環境を整備すること」、「障がいのある人の就労機会を確保すること」、「障がいのある人とない人との交流を促進すること」と回答した人が多くなっています。

このことから、障がいのある人が地域活動に参加しやすいよう住民の理解を深めること、建物や道路等のバリアフリー化などのハード面の整備や保健・福祉サービスなどのソフト面の充実を図ること、また社会の一員として自立していくために働ける機会の確保に努めることが必要といえます。

障がいのある人の人権を守るには、どのようなことが必要だと思いますか(2つまで選択)



施策の方向性

○障がいのある人の人権に対する理解と認識の促進

障がいのある人に対する理解を深めるため、広報、ホームページ、ポスター、リーフレットなどを活用します。

学校教育などで、福祉施設でのボランティア体験活動などを取り入れた教育を推進し、主体的・意欲的に人権について学習する機会の充実を図ります。

○雇用・社会参加の促進

障がいのある人の雇用・社会参加の促進を図るために、自動車運転免許取得費用や自動車改造費用の助成制度の周知に努めます。

また、就労相談を行い、障がいのある人が円滑に就労できるように支援します。

そして、文化・スポーツ活動を通して障がいのある人が社会参加できるよう、活動に関する情報提供や文化・スポーツ教室の開催を支援します。

さらに、障がいのある人の学習機会を充実するため、点字図書などの福祉資料の充実を図ります。

○福祉サービスの充実

保険医療との連携を図るとともに、生活介護・日中活動系サービスなど各種在宅サービスの情報提供に努め、利用促進を図ります。

また、「成年後見制度」の利用促進に努め、判断能力が低下している人の権利擁護を図ります。

さらに、精神の障がいを持っている人についての施策として、相談体制を充実させ、地域生活の自立支援に努めます。

○誰もが住みやすいまちづくりの推進

バリアフリーに配慮した住宅などの整備や、公共的な建物・道路などの整備を促進し、誰もが、自分の住み慣れた地域で快適に生活できるまちづくりを推進します。

また、町では災害時に自分自身で身を守ることが難しい人に、災害時の安否確認や避難支援のための「災害時要援護者制度」を実施しています。この制度に対する理解の拡大及び登録促進のための周知に努めます。

(2) 高齢者の人権問題

現状と課題

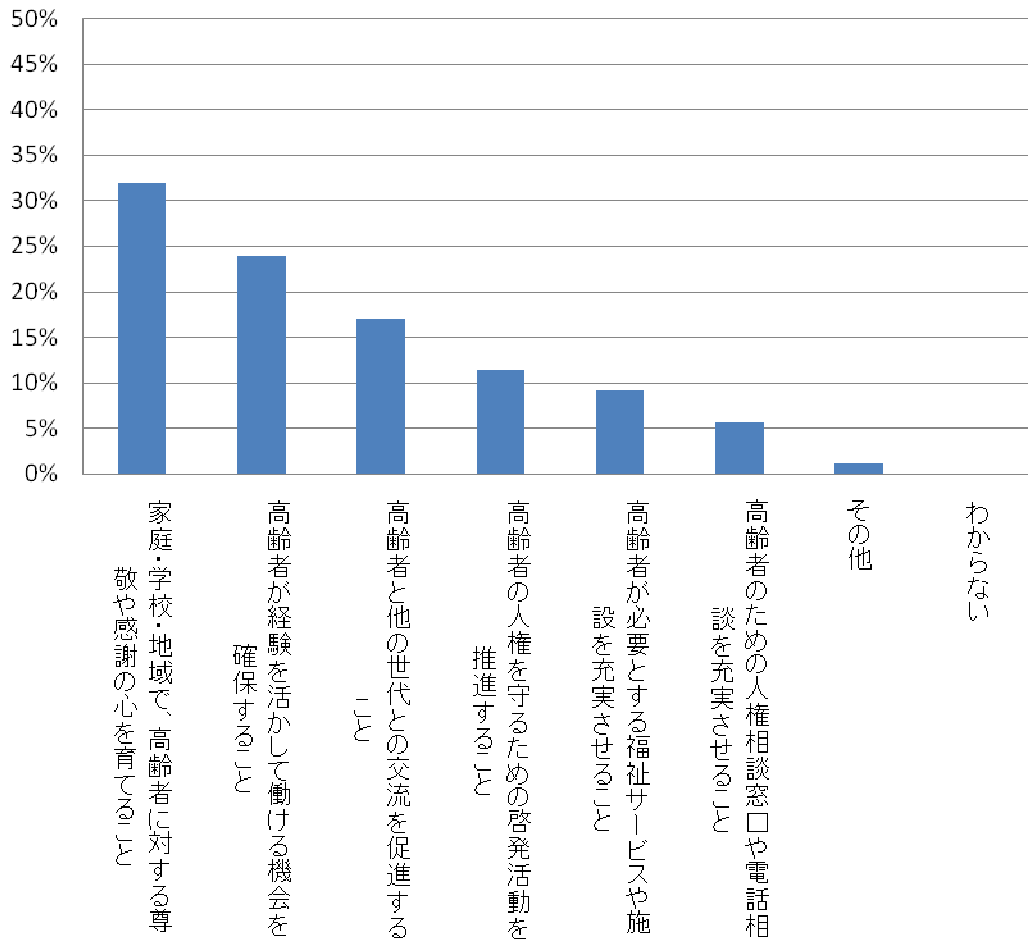
日本では、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、高齢化が極めて急速に進んでいます。平成 19 年(2007 年)に総人口に占める 65 歳以上の高齢者は 21.5%となっており、平成 25 年(2013 年)には 4 人に 1 人が高齢者となると予測されています。

こうしたなか、介護を必要としている高齢者に対し、肉体的・心理的に虐待を加えるなど高齢者の人権問題が大きな社会問題となっています。国はこのような人権問題や高齢社会に対応するため、「高齢社会対策基本法」、「介護保険法」、「高年齢者雇用安定法の一部改正」、「高齢者虐待防止法」などの法整備を進め、高齢者が安心して生きがいを持って暮らすことができる社会の実現に向けて、諸施策を講じています。

岐南町人権施策に関する基本計画のためのアンケート調査によると、高齢者の人権を守るのに必要なことについて、「家庭・学校・地域で、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てること」、「高齢者が経験を活かして働ける機会を確保すること」、「高齢者と他の世代との交流を促進すること」と回答した人が多くなっています。

このことから、高齢者の人権に関する広報や啓発活動を充実し、高齢者虐待や振り込め詐欺などの防止を図ること、能力や経験を活かした就労機会を充実することが求められています。また、生涯学習など生きがいづくりの支援が求められています。

高齢者の人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますか(2つまで選択)



施策の方向性

○高齢者の人権についての理解と認識の促進

高齢者が社会の重要な担い手として主体的に社会参加できるよう、さまざまな事業を通して啓発活動に努めます。

学校教育においては、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する理解や介護・福祉の問題に関する理解を深めるための教育を推進します。

○高齢者虐待や振り込め詐欺などへの対応

住民に対して、高齢者虐待防止についての啓発を図るとともに、相談窓口を周知するなど、利用促進に努めます。早期発見・早期対応に向けて民生委員・児童委員、警察、医療機関、介護保険サービス事業所などと情報の共有化を図り、関係機関のネットワークの強化を進めます。

また、高齢者に対する悪徳商法や振り込め詐欺などについては、広報・パンフレットで周知を行い被害防止に努め、被害が起きた場合には消費生活相談窓口・消費者ホットラインを利用するよう窓口の周知に努めます。

○福祉・介護サービスの充実

住み慣れた地域で安心して暮らすために、何らかの支援を必要とする高齢者などに対して、各種生活支援サービスを提供します。

また、「成年後見制度」の利用促進に努め、認知症などにより判断能力が低下した高齢者の権利擁護を図ります。

また、ボランティア団体、自治会、民生委員・児童委員、福祉団体、地域住民などによる見守り体制の充実や相談ネットワークの強化を図り、身近な地域で住民が相互に支え合う、行き届いた地域包括ケア体制を充実し住みよいまちづくりを進めていきます。

○就労機会の充実

シルバー人材センターなどの関係機関・団体との連携をもとに、高齢者雇用や就労支援、相談の充実に努めます。

○生きがいづくりの支援

高齢者が生きがいをもって、いきいきと元気に暮らすことができるよう、地域活動・学習活動の充実に努めるとともに、高齢者のさまざまな団体やサークルなどの活動支援に努めます。

○誰もが住みやすいまちづくりの推進

バリアフリーに配慮した公共的な建物・道路などの整備に努め、誰もが、自分の住み慣れた地域で快適に生活できるまちづくりを推進します。

また、町では災害時に自分自身で身を守ることが難しい人に、災害時の安否確認や避難支援のための「災害時要援護者制度」を実施しています。この制度に対する理解の拡大及び登録促進のための周知に努めます。

(3) 女性の人権問題

現状と課題

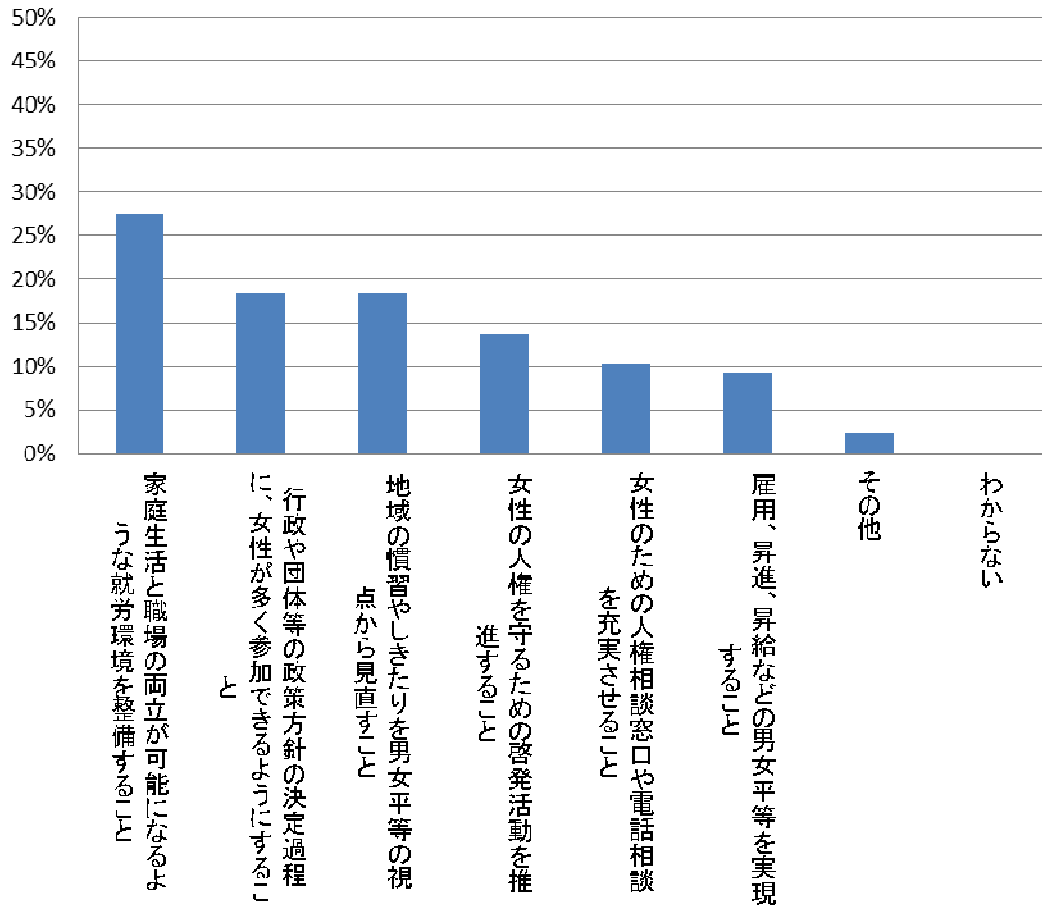
男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)などによって法制上も男女平等の原則が確立されています。国においては、「男女共同参画社会基本法」、「ストーカー行為規制法」、「配偶者暴力防止法」、「男女雇用機会均等法及び労働基準法の一部改正」などの法整備が進められ、男女平等に向けての諸施策を講じています。

しかし、今でも「男は仕事、女は家庭」という男女の役割を固定的にとらえる意識が社会に根強く残っています。また、仕事と家事・育児の両立が難しいために女性の社会進出が妨げられているという現状もあります。さらに、家庭内の暴力(ドメスティック・バイオレンス)や職場におけるセクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力も問題となっています。

岐南町人権施策に関する基本計画のためのアンケート調査によると、女性の人権を守るのに必要なことについて、「家庭生活と職場の両立が可能になるような就労環境を整備すること」、「地域の慣習やしきたりを男女平等の視点から見直すこと」、「行政や団体等の政策方針の決定過程に、女性が多く参加できるようにすること」と回答した人が多くなっています。

このことから、保育環境の充実など男女がともに働きやすい環境づくりに努めるとともに、企業などに対する呼びかけが必要といえます。また、女性参画のために性別役割分業の意識を払拭することが求められています。

女性の人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますか(2つまで選択)



施策の方向性

○働きやすい環境づくりの整備

性別役割分業にとらわれることのない家事・育児の啓発、女性の職業能力開発・就労継続への支援に努めるなど、男女がともに働きやすい環境づくりを推進します。

また、男女雇用機会均等を図るため、各種制度などの広報・啓発活動やセミナーの充実に努めます。

さらに、家庭生活と職場の両立のため、企業に育児介護休業制度の定着を促し、3歳未満児の保育や学童保育などの保育環境の充実に努めるとともに、ファミリー・サポート・センター事業を実施し、働く女性を支援します。

○男女共同参画の推進

岐南町では、男女が互いの人権を尊重し合い、責任を分かち合い、能力を十分に発揮する社会の実現に向け、平成22年3月に「岐南町男女共同参画プラン」を策定しました。同プランでは、基本目標と施策の方向を示し、男女共同参画社会の意識づくりや環境づくり、基盤づくりなどを定めており、女性がまちづくりなどの政策・方針決定の場に参画できるよう、審議会・委員会への女性の社会参画推進に努めます。

また、人権講座の開催、啓発誌・パンフレットなどの充実と配布により、女性の人権尊重を啓発し男女共同参画社会の意識普及に努めます。

(4) 子どもの人権問題

現状と課題

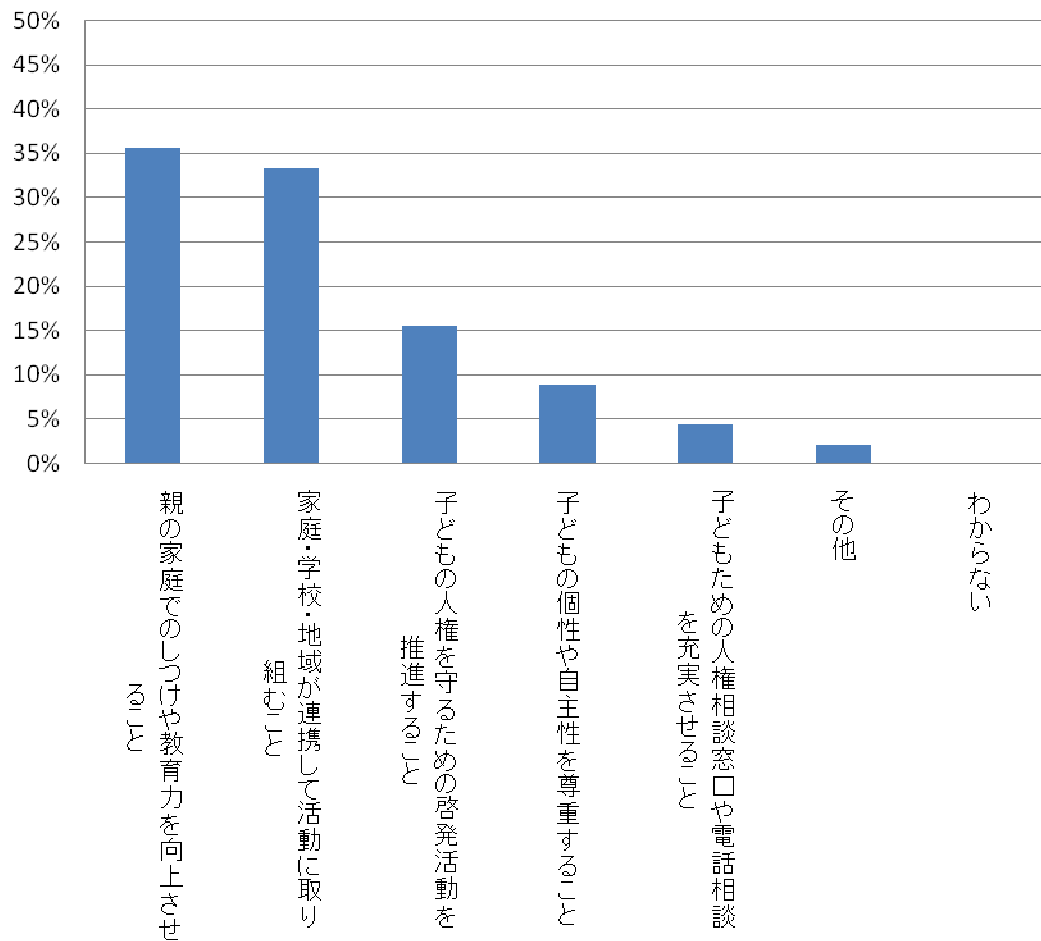
子どもは大人以上に人権を侵害されやすく、社会的に保護されなければならない存在です。国においては、「児童福祉法」、「児童憲章」を制定し、平成6年(1994年)に国連で採択された「児童の権利に関する条約」に批准しました。そして、「児童買春・児童ポルノ処罰法」、「児童虐待防止法」、「児童福祉法の一部改正」などの法整備が進められ、子どもを守り、成長を支える体制を整えています。

しかし、いじめや体罰に見られるように、子どもを取り巻く環境は依然として深刻な状況にあります。また、児童虐待は平成22年度で約55,150件に達しており、統計を取り始めた平成2年から一貫して増加し続けています。

岐南町人権施策に関する基本計画のためのアンケート調査によると、子どもの人権を守るのに必要なことについて、「親の家庭でのしつけや教育力を向上させること」、「家庭・学校・地域が連携して活動に取り組むこと」、「子どもの人権を守るための啓発活動を推進すること」と回答した人が多くなっています。

このことから、児童虐待など家庭を取り巻く問題に対応すること、家庭や学校・地域が連携し子どもの人権を守ること、子どもの人権を守るための啓発活動を推進することが求められています。

子どもの人権を守るには、どのようなことが必要だと思いますか(2つまで選択)



施策の方向性

○児童虐待防止への取り組み

育児における親の孤立化が虐待を招く要因になっていることから、子育て中の親同士の交流や情報交換の機会の充実に努め、虐待の発生を未然に防止します。

また、住民に対して児童虐待についての知識の普及を図るなど意識啓発に努めます。

岐南町では、平成13年に子どもの虐待やいじめ・不登校など様々な問題に対応するため、「子供の人権オンブズパーソン条例」を制定し、子どもを取り巻く人権問題にいち早く対応してきました。そして、平成19年に岐南町要保護児童対策地域協議会を設置し関係機関の連携を図り、児童虐待の早期の発見・対応・被虐待児の適切な保護に至るまでの総合的な体制を整備しました。

今後も、虐待を受けた子どもが気軽に相談できるように相談窓口の周知を図ります。

○いじめや不登校への対応

相談機能の充実を図り、いじめや不登校傾向を示す児童の早期発見・早期解決に向けて適切な対応ができるよう努めます。

また、家庭・学校・専門機関の連携を図り体制強化に努めます。

○子どもの健全な育成に向けた取り組み

「ママサロン」など子育て中の親と子どもたちが集まり交流ができる場の充実・情報提供に努めます。

また、地域・学校・関係機関・ボランティアが連携を図り、世代間交流や社会参加活動を通じた子どもの健全育成に努めるとともに、地域ぐるみで子育てを支援します。

○子どもの権利を尊重する意識啓発

さまざまな機会をとらえ、子ども自身・家庭・地域に対して、子どもを権利の主体として尊重する意識啓発に努めます。

(5) その他の人権問題

現状と課題

多様化する現代社会にあっては、多くの人権問題が生じています。

同和問題については、これまでの取り組みにより、生活環境が大幅に改善され、物理的差別は大きく改善されてきましたが、今もなお誤った知識による偏見が根強く存在しています。「部落問題はできれば避けたい」という感情を利用して、押し売りや恐喝等を行うえせ同和行為によって、さらに誤った知識が植えつけられています。

外国人については、日本国内で生活する外国人が急激に増加し、平成19年(2007年)には約215万3000人となり、過去最高を記録しました。そのため、言語、習慣、宗教などの違いから、在日韓国・朝鮮人をめぐる問題など外国人を取り巻くさまざまな人権問題が生じています。

HIV感染者やハンセン病患者などについては、エイズ、ハンセン病などの感染症に対する誤った知識や先入観によって、感染者とその家族が社会生活から排除されるなどの扱いを受けていることがあります。

アイヌの人々については、民族の違いや歴史的経過あるいは異文化に対する偏見などが原因となって、差別を受けていることがあります。

刑を終えて出所した人については、地域社会での根強い差別があり、就職や入居などに関して不安定な地位に置かれているため、社会復帰の実現が難しいという状況にあります。

犯罪被害者やその家族については、犯罪行為によって受ける直接的な被害だけでなく、その後の取材・報道による過激な取材や報道、プライバシー侵害、名誉棄損など精神的苦痛にさらされる二次的被害が社会問題化しています。

インターネットの利用については、利用者に大きな利便性をもたらす一方で、出会い系サイトの利用によるトラブル、個人情報流出、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現の掲載が問題となっています。個人情報保護の体制強化とともに、インターネットについて正しい知識を学ぶことが必要です。

さらに、科学技術の発達に伴う医療分野での人権問題、性同一性障害をはじめとする多様な性の問題、ホームレスに対する差別や偏見など、人権に関する問題は多様化しています。一人ひとりが正しい認識を持つことができるように、啓発活動と人権教育を推進していく必要があります。

施策の方向性

○外国人との交流の促進

外国人に対する偏見や差別をなくすために、各国の料理を紹介するなど外国の文化を学習する機会の提供に努めます。

また、町内に住んでいる外国人に対して、地域活動へ参加しやすいまちづくりに努めます。

○さまざまな人権問題に対して正しい認識を持つための啓発

誤った認識や偏見により、精神的苦痛や就職などでの差別に苦しんでいる方々があります。多種多様な人権問題に対して正しい認識を持つために、広報などさまざまな機会をとらえて啓発に努めます。

○インターネットのトラブルを防ぐための啓発・相談窓口の利用促進

インターネットのトラブルについては、広報・パンフレットで周知を行い被害防止に努め、被害が起きた場合には消費生活相談窓口・消費者ホットラインを利用するよう窓口の周知に努めます。

第3章 人権施策の推進にあたって

1. 総合的な施策の推進

現在、人権問題は、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者、刑を終えて出所した人、インターネットによる人権侵害、アイヌの人々、犯罪被害者、ホームレス、性的指向における少数者、性同一性障がい者、北朝鮮当局によって拉致された被害者、人身取引被害者など、多岐にわたっています。こういった人権問題に対し、町政全般にわたって実施する施策について、人権尊重の視点から総合的かつ体系的に推進するとともに、町職員に対し研修を実施するなど人権教育の充実に努めます。

2. 協働による施策の推進

人権意識の高揚や人権擁護の推進は、行政のみならず、家庭、地域、学校、企業・事業所などあらゆる場において、自主的、主体的な活動が不可欠となります。住民及び企業などとの協働により人権施策の推進に努めます。

3. 関係機関との連携

人権教育・啓発の推進には、国・県などの関係機関がそれぞれの役割を担い、連携・協力した活動が効果的です。また、人権に関わる団体などに対しても、人権施策の取り組みに対する協力の働きかけに努めます。

4. 施策進行の管理

本計画に掲げた内容については、事業実施状況などの把握や評価を行うことで、必要な課題の洗い直しや対策の検討を行い、また、人権に関する情報と意見の収集に努め、内容の充実に努めます。